

岐阜県知事 古田 肇様

岐阜県震災対策検証委員会についての緊急質問書

岐阜県は本年3月11日に発生した東日本大震災を受けて震災対策検証委員会（以下、「委員会」）を設置し、防災関連計画の検証をしています。この委員会について質問します。文書にて回答をお願いします。

1. 大震災に備え県民の安全を確保するための検証作業は、県民が傍聴して当然と考えます。部会を含めた傍聴の可否について回答願います。

2. 中部電力が委員会に加わる理由を具体的に記してください。

滋賀県は電気事業者を参加させていません。京都府は実質的検討を行った専門委員会に当事者である電気事業者は参加させていません。

原子力発電を行っている当事者が委員会や原子力分科会に参加するのは、事業者にとって有利な検証をしたと受け止められる可能性が非常に高く、検証の信頼を大きく損ないます。

3. 原子力分科会の目的は「福島第一原発事故を受け、当県において近隣の原子力発電所で放射能漏出が発生した場合の対策を検討」することです。原発事故の最重要対策は被曝させないこと、被曝を極力低減することです。そのためには風の動きと地形の把握が重要です。岐阜県は1年の大半が若狭の原発群の風下地域です。福島の原発災害を教訓とするなら、気象学と地形学の専門家の参加が不可欠です。この専門家が参加していない理由を記してください。

4. 東京電力福島第一原子力発電所事故相当への対応を検証対象とした場合

委員会から計画的避難区域の目安を年20mSv（内部考慮せず）という、被災者にとってチェルノブイリ原発事故より過酷で、行政にとって非常に緩い目安を答申された場合、受け入れるべきではないと考えますが、いかがですか。

原子力大国フランスは年10mSvと想定される地域を避難地域としています。日本は暫定的に年20mSvとしたために、チェルノブイリの強制移住に相当する福島の汚染地域の約7万人が、避難から除外されています。この暫定数値を岐阜県にあてはめると、多数の県民が避難対象とされず、後に健康に大きな影響を与える可能性があります。

文部科学省の委託調査「原子力発電施設等放射線業務従業者等に係る疫学的調査」（平成22年3月）では、累積10mSvから、がんなどの増加を認めています。また、5mSvの被曝も労災認定されています。

児童生徒らの校庭等の活動制限として福島県で実施されている年20mSv（3.8μSv/h）という目安を答申されても、子どもたちには年1mSvを維持し、維持困難な場合は避難させるべきと考えますが、いかがですか。

子どもたちは細胞分裂が活発であるために放射線の影響を強く受けます。3.8μSv/hは内部被曝が考慮されず、また放射線管理区域にすべき0.6μSv/hの約6倍です。年20mSvは原子力発電所で働く成人男性の1年間の限度（福島以外で5年間で100mSvとした年限度）です。

チェルノブイリ原発事故の影響でスウェーデンのセシウムの累積線量が10mSv以下の地域でも、4倍を超えるがんの発症をマーチン・トンデル氏らの疫学調査で確認しています。

5. ヨウ素剤を「流通備蓄」としていますが、基礎自治体での備蓄が不可欠と考えますが、いかがですか。

震災の影響で交通の途絶、渋滞など想定され、服用時期を逃さないためにも、不可欠と考えます。

以上

勝手ながら6月11日までに文書にて各項目ごとの回答をお願いします。

提出団体

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜
くらし しぜん いのち 岐阜県民ネットワーク
国労美濃太田分会
埋めてはいけない！核のゴミ実行委員会・みずなみ
核のゴミから土岐市を守る会

連絡及び回答先

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜